

公立大学法人青森県立保健大学中期目標の策定について

1 趣旨

県は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第25条及び第78条に基づき、公立大学法人青森県立保健大学（以下「法人」という。）の設立団体として、6年間の期間において法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定めることとなっている。

今年度は、第二期中期目標期間（平成26年度～令和元年度）の最終年度であり、今年度中に次期（第三期）の中期目標を策定する必要がある。

2 策定の過程

中期目標を策定するときは、あらかじめ、青森県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聴くとともに、県議会の議決を経なければならないとされている。

なお、あらかじめ、法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならないともされていることから、法人との所要の手続きを経て、中期目標（案）には法人の意見を反映させている。

3 第三期の中期目標について

(1) 策定の基本的な考え方

第二期の中期目標を基本としつつ、社会情勢や評価委員会及び法人の意見等を踏まえ、次期の6年間に法人が達成すべき目標として改定を行う。

法人には、保健、医療及び福祉の教育研究拠点として、人材の育成及び地域社会への貢献の役割を十分に果たすことを求める。

(2) 構成

第二期の中期目標と同じく、前文及び法の規定に基づく次の第1から第6までの事項により構成し、第2から第6の中で、更に具体的な目標を定める。

前文（理念、使命、基本姿勢）

第1 中期目標の期間（令和2～7年度）

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標（教育、研究、地域貢献）

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

第4 財務内容の改善に関する目標

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

第6 その他業務運営に関する重要目標

(3) 第二期の中期目標の達成状況を踏まえた対応

法第79条の2第1項に基づき県が行った、公立大学法人青森県立保健大学の第二期中期目標期間終了時における業務・組織全般の検討では、「地域の保健、医療及び福祉体制の充実等のため、第三期中期目標期間において県との連携のもと取組の一層の推進が期待される。」とした。

中期目標(案)では、「地域に必要な人材の輩出に関する目標」として、「県をはじめとした関係機関とも連携して、県内就職及びUターンの促進に努める。」としている。